

議案参考資料

[令和元年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

(消防本部) 予防課 指導係

議案名

議案第32号 桐生市火災予防条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

工業標準化法の一部改正に伴い、日本工業規格を日本産業規格に改めるとともに、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器の設置の免除について、所要の改正を行うものです。

概要

- 1 「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めます。
(施行期日：令和元年7月1日)
- 2 住宅用防災警報器の設置の免除規定に、「住宅部分に特定小規模施設用自動火災報知設備(特小自火報)を設置した場合」を追加するものです。

※ 省令第6条において、自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器の設置の免除が可能であることを明示的に規定している一方、これまで特小自火報については同様の免除規定がなかったことから、特小自火報を設置した場合であっても、住宅用防災警報器の設置の免除が可能である旨の規定が追加されました。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

不正競争防止法等の一部を改正する法律の中で、工業標準化法(昭和24法律第185号)の一部改正が行われ、令和元年7月1日に施行されます。

工業標準化法は、鉱工業品の品質の改善、生産・流通・使用又は消費の合理化などのため、日本工業規格(JIS)の制定とJISマーク表示制度を定めた法律です。今回の法改正により、法律名が産業標準化法に改められるのを始め、①JISの対象拡大と名称変更②JISの制定・改正の迅速化③罰則の強化④国際標準化の促進に関する規定の追加が行われるものです。

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成31年2月28日に公布され、同日施行されました。